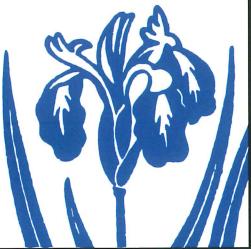


発行 令和2年7月15日

2020-7

NO.105



愛知県の花 かきつばた

淨化槽あいち



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

【表紙の題字は、桑原幹根元愛知県知事の書】

1. ご挨拶&協会こよみ

- 3-4 ご挨拶・協会会議等のこよみ

2. 第40回定時社員総会 開催

- 5-7 第40回定時社員総会 開催

- 8 第40回定時社員総会「表彰状」「感謝状」「優良浄化槽管理士表彰状」の受賞者について

3. 行政だより

- 9-11 愛知県浄化槽指導要領の改正について

- 12 2019年度 愛知県内 新設住宅着工統計

- 13-20 名古屋市浄化槽調査の用紙変更について

5. 協会だより

- 21 2019年度 月別法定検査実施結果

- 22 2019年度 浄化槽法定検査結果及び不適正の主な内容 7条検査

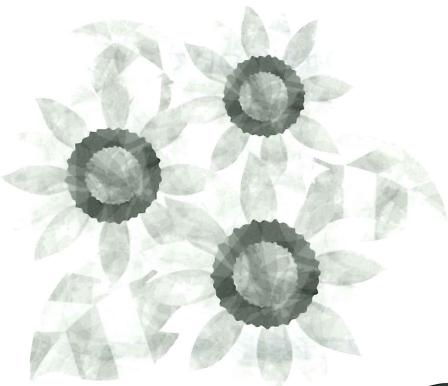
- 23 2019年度 浄化槽法定検査結果及び不適正の主な内容 11条検査

- 24 令和2年度 浄化槽試験・講習実施予定表（案）

- 25 会員情報

- 〈裏表紙〉 協会休日のお願い





暑中お見舞い 申し上げます。

令和二年 盛夏



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

会長	関谷俊征	理事	近藤千雅	理事	中西孝幸
副会長	杉本由夫	理事	井出和男	理事	塩原 武
副会長	木村雄三	理事	岩田伸	監事	中島敏仁
副会長	福谷智之	理事	樋口 隆	監事	浅野政司
専務理事	伊藤和己	理事	羽谷三津好	監事	島田吉幸
理事	青山公美	理事	奥畠吉生	協会	職員一同
理事	永野卓司	理事	栗林卓也		

■協会会議等のこよみ

令和2年1月.....

- 10日 浄化槽の維持管理に関する打合せ会議
- 14日 第5回正副会長会
- 21日 第4回使用管理部会
- 1月理事会
 - 議題・理事会等の日程について
 - ・新規入会について
 - 報告・優良浄化槽保守点検業者認定制度に対する要望・質問について
 - ・令和2年度浄化槽推進関係予算（案）について
- 29日 第4回愛知県知事指定浄化槽法定検査機関会議
- 30日 第5回総務広報委員会

2月.....

- 4日 第5回施工部会及び技術委員会合同会議
- 5日 第5回事業企画部会
- 13日 第4回製造販売部会及び合併浄化槽転換推進委員会合同会議
- 19日 2月理事会
 - 議題・令和2年度各部会・委員会の事業実施計画（案）について
 - ・新キャラクターによる広報事業について

報告・浄化槽法・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正説明会について
・浄化槽トップセミナー佐賀 2/7 の結果について
・2019 年度県内市町村の浄化槽関係補助金の状況について

3月.....

- 2~3 日 内部監査
9 日 第5回使用管理部会
10 日 第6回正副会長会
18 日 3月理事会
 議題・令和2(2020)年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について
 ・役員候補選考委員会について
 ・優良浄化槽保守点検業者に係るインターネットによる情報公開について
 ・新キャラクターによる広報事業について
 報告・理事会・部会等の開催計画について
19 日 協会主催の浄化槽法浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正説明会

4月.....

- 21日 4月理事会（書面による決議）
 議題・新規入会について
 ・支部設置規定の一部改定について
 ・部会・委員会委員について
 ・インターネットによる情報公開について
 ・第40回定時社員総会について

5月.....

- 13日 監事監査
20日 役員候補者選考委員会
26日 5月理事会（書面による決議）
 議題・第40回定時社員総会提出議案について
 ・第1号議案 2019年度事業報告について
 ・第2号議案 2019年度収支決算について
 ・第3号議案 令和2(2020)年度事業計画書（案）について
 ・第4号議案 令和2(2020)年度収支予算書（案）について
 ・第5号議案 役員の改選について

6月.....

- 5日 指定検査機関担当者連絡会議
 第1回愛知県知事指定浄化槽法定検査機関会議
 浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会理事会（書面による決議）
16日 第40回定時社員総会
 6月理事会
 議題・会長、副会長、専務理事等の選出について
19~20日 浄化槽設備士試験対策研修会

「第40回 定時社員総会」開催

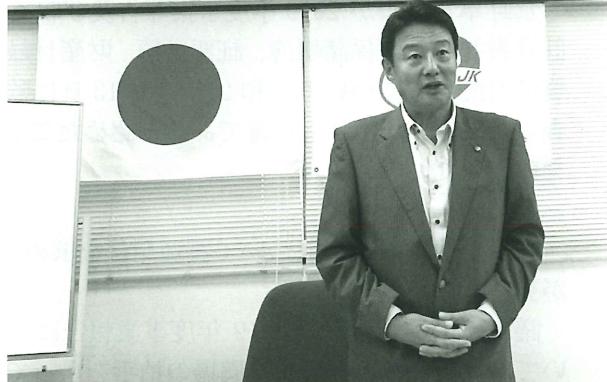
全議案を原案通り承認

開催日時	令和2年6月16日(火) 15時00分から15時33分まで
開催場所	一般社団法人 愛知県浄化槽協会 会議室
総正会員数	210名
出席会員数	167名 (うち委任状出席158名)

一般社団法人 愛知県浄化槽協会 第40回定時社員総会

《議事》

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 2019年度事業報告について |
| 第2号議案 | 2019年度収支決算報告について |
| 第3号議案 | 令和2(2020)年度事業計画書
(案)について |
| 第4号議案 | 令和2(2020)年度収支予算書
(案)について |
| 第5号議案 | 役員の改選について |



関谷俊征会長 挨拶

《議事の経過》

午後3時に開会し、中西孝幸事務局長が司会を務め、関谷俊征会長が登壇した。会長が「今年の定時社員総会は、新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止の観点から、可能な限り委任状の提出による出席をお願いした。この様な形で総会を行うことは残念であるが、昨今の状況からやむを得ずこの様な形となった。これを機会に色々見直しを図る必要がある」と挨拶し、本日の出席の労及び事業の順調な運営に対し謝意を表した。

(1) 司会者が社員総会の決議について説明し、定款第17条第1項では「社員総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。」と規定されており、本日の出席状況は総正会員数210名に対し、出席の正会員9名、委任状を提出された正会員158名、合計167名と過半数の出席であり、議事は過半数の賛同がいただければ決議されることを報告した。

(2) 司会者が定款第15条第1項の規定により「社員総会の議長は、会長とする。」と定められていることを説明し、関谷会長が議長を務める。

(3) 議事録署名人選出

議事に入る前に、定款第19条第2項の規定による議事録署名人の選出方法について諮ったところ、議長一任の発言があり、議長が出席者の中から福谷管工株式会社の福谷智之氏と尾張テクアス株式会社の樋口隆氏の2名を指名した。

両氏は、これを了承した。

(4) 議案審議

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 2019年度事業報告について |
| 第2号議案 | 2019年度収支決算報告について |

第40回 定時社員総会

議長が第1号議案と第2号議案について、事務局に説明を求めた。

事務局が定時社員総会議案書に基づき、2019年度の事業報告について注釈を付し、説明報告した。

続いて、事務局が定時社員総会議案書に基づき、1.貸借対照表、2.正味財産増減計算書の前年度との増減が大きい科目について注釈を付し、未収金及び前受金については昨年度の決算において、実績より少ない金額を計上していたことが判明したため、精査した金額を計上したこと、加えてそれぞれの差額をその他の損失として計上したことを説明した。公益目的支出計画実施報告書については、計画以上に遂行していることを報告した。

議長から監事に監査報告を要請した。

永野卓司監事が2019年度事業報告及び収支計算書並びに関係諸帳簿、証票書類、財産目録、貸借対照表等について令和2年5月13日に監査した結果、いずれも正確であると認めたことを報告した。

議長が第1号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第1号議案の2019年度事業報告について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

続いて、議長が第2号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第2号議案の2019年度収支決算報告及び監査報告について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

第3号議案 令和2(2020)年度事業計画書(案)について

第4号議案 令和2(2020)年度収支予算書(案)について

議長が第3号議案及び第4号議案について事務局に説明を求めた。

事務局が定時社員総会議案書に基づき、令和2(2020)年度事業計画書(案)の検査、機能保証、広報宣伝、技術の向上、行政協力、合併処理浄化槽の推進について要点を絞って説明した。

続いて、事務局が定時社員総会議案書に基づき令和2(2020)年度収支予算書(案)について説明した。特に浄化槽法定検査手数料については、当年度の検査基数の見通しから令和2年度の計上額を説明した。経常費用に関しては、給料手当、賞与、福利厚生費、退職給付費用のいわゆる人件費に関するものと、それ以外に増減額の大きくなっている勘定科目、金額の大きい勘定科目を中心に説明し、2019年度予算額と対比しながら説明した。実施事業会計については、愛知県への報告通り実施する計画である旨説明した。

議長が第3号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第3号議案の令和2(2020)年度事業計画書(案)について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

続いて、議長が第4号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第4号議案の令和2(2020)年度収支予算書(案)について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。



永野卓司監事 監査結果報告

第5号議案 役員の改選について

議長が第5号議案について事務局に説明を求めた。

事務局から定款第24条に定める役員任期満了に伴う役員改選にあたり、5月20日(水)に役員候補選考委員会規程に基づき委員会が開催され、倉地一也委員長始め5名の委員により候補者が選考された旨説明した。

議長が新たな役員候補について説明を求めた。

事務局が役員候補者選考委員会倉地委員長の発言を代読し、以下の理事16名、監事3名を次期役員候補者として提案した。

理事 関 谷 俊 征	中衛工業株式会社	(再任)
理事 青 山 公 美	合資会社青山建材店	(再任)
理事 杉 本 由 夫	中部日化サービス株式会社	(再任)
理事 木 村 雄 三	大栄産業株式会社	(再任)
理事 近 藤 千 雅	中部保全株式会社	(再任)
理事 岩 田 伸	有限会社岩田工務店	(再任)
理事 福 谷 智 之	福谷管工株式会社	(再任)
理事 樋 口 隆	尾張テクアス株式会社	(再任)
理事 羽 谷 三津好	株式会社浄成	(再任)
理事 伊 藤 和 己	一般社団法人愛知県浄化槽協会	(再任)
理事 奥 畑 吉 生	フジクリーン工業株式会社 名古屋支店	(再任)
理事 栗 林 卓 也	株式会社西原ネオ 中部支店	(再任)
理事 中 西 孝 幸	一般社団法人愛知県浄化槽協会	(再任)
理事 永 野 卓 司	コメジ・ソシオ株式会社	(新任)
理事 井 手 和 男	クボタ浄化槽システム株式会社 中部営業所	(新任)
理事 塩 原 武	株式会社ハウステック 中部支社	(新任)
監事 浅 野 政 司	東海環境株式会社	(再任)
監事 中 島 敏 仁	株式会社尾東	(新任)
監事 島 田 吉 幸	藤吉工業株式会社	(新任)

議長が第5号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長が選考された役員候補者について全員を一括して承認することを諮り、異議なく承認された。

議長が第5号議案について役員候補者全員を一括して承認を諮り、異議なく満場の拍手によって理事16名、監事3名の役員候補者全員が承認された。

議長は以上をもって本総会の全議事終了を告げ、議長席を降壇した。

午後3時33分に閉会した。

■第40回定時社員総会 「表彰状」、「感謝状」及び 「優良浄化槽管理士表彰状」の受賞者について

1. 表彰状

	氏名	所属事業所名
1	永野卓司	コメジ・ソシオ株式会社

2. 感謝状

	氏名	所属事業所名
1	木村雄三	大栄産業株式会社
2	棄山盛男	一般社団法人 愛知県浄化槽協会

3. 優良浄化槽管理士表彰状

	氏名	所属事業所名
1	重吉 範	中衛工業株式会社
2	神野仁志	中部日化サービス株式会社

愛知県浄化槽指導要領が改正されました（令和2年4月1日）

愛知県浄化槽指導要領

（趣旨）

第1 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号。以下「条例」という。）に定めるものほか、浄化槽の設置及び維持管理並びに浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要領において使用する用語は、浄化槽法及び条例で使用する用語の例による。

（設置届出書等の添付書類）

第3 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者（次項に規定する者を除く。）は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）第3条第1項又は第4条第1項の規定による届出書に、浄化槽法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項及び第7条の2第1項により完了申請を行う者で浄化槽を設置した場合は、浄化槽工事完了報告書に、浄化槽法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。

3 浄化槽の使用を廃止した時は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。）第9条の5の規定による届出書に、当該浄化槽の使用の廃止にあたって実施した清掃（汚泥、スカム、中間水等の引き出しあは全量とすること。すぐに撤去しない場合は、洗浄に使用した水は再利用せず、水道水等を使用して張り水を行うこと。）の記録の写しを添付するものとする。

（保守点検作業基準等）

第4 浄化槽の保守点検は環境省関係浄化槽法施行規則第2条の規定によるほか、保守点検作業基準（別表第1）に基づき行うものとする。

2 保守点検業務を契約したときは、保守点検業者名及び契約年月（複数年契約をする場合は、契約期間）を記載した浄化槽保守点検契約済証をプロワー等に貼付すること。

（清掃作業基準等）

第5 浄化槽の清掃は環境省関係浄化槽法施行規則第3条の規定によるほか、清掃作業基準（別表第2）に基づき行うものとする。

2 清掃業務を実施したときは、清掃年月及び清掃業者名を記載した浄化槽清掃済証をプロワー等に貼付すること。

（浄化槽工事業務等の報告）

第6 浄化槽工事業者は、浄化槽工事完了分について、前月分をとりまとめ毎月15日までに、その業務を行った区域を管轄する市町村長に浄化槽工事報告書（様式第1）を提出

するものとする。

2 淨化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検業務について、その営業区域を管轄する市町村長の求めに応じて報告するものとする。

(水質試験の実施)

第7 淨化槽管理者は浄化槽からの放流水について、別表第3に掲げる回数及び項目により試験を行うものとする。

2 淨化槽管理者は浄化槽の機能について、浄化槽の維持管理上必要と認められるときは、別表第4に掲げる項目により検査を行うものとする。

(浄化槽管理手帳の交付)

第8 知事は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理について啓発等を図るため、浄化槽管理手帳を交付する。

(浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の認定に関する事項等)

第9 淨化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則((昭和60年愛知県規則第68号)以下「施行規則」という。)第1条第3号ホに規定する浄化槽保守点検業の内容については、別表第5第1のとおりとする。

2 施行規則第1条第5号イに規定する知事が定める回数については、別表第5第2のとおりとする。

3 施行規則第1条第5号ロに規定する知事が定める浄化槽については、別表第5第3のとおりとする。

4 施行規則第1条第5号ロに規定する知事が定める割合については、別表第5第4のとおりとする。

5 施行規則第1条第6号に規定するやむを得ない理由があると認める浄化槽管理士については、別表第5第5のとおりとする。

6 施行規則第1条第6号に規定する県その他知事が定める団体が行う浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修並びに同規則第1条の2第2項第5号に規定する浄化槽管理士の浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修については、別表第5第6のとおりとする。

(浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の登録申請書添付書類)

第10 条例第2条第2項第1号に掲げる者として同条第1項又は第3項の登録を受けようとする場合にあっては、施行規則第1条の2第2項第6号に規定する書類のほか、別表第5第7に記載する今後5年間の事業計画を提出すること。

(実施細則)

第11 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、昭和60年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成3年7月15日から施行する。

附則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

※ 別表については愛知県のホームページをご覧下さい。

愛知県のホームページ <http://kankyojoho.pref.aichi.jp/>

2019年度 愛知県内 新設住宅着工統計

区分		2019年度			2018年度	
		戸数	前年度比	構成比	戸数	
新設住宅計		戸 64,544	% △ 6.2	% -	戸 68,801	
利用関係別	持家	19,644	△ 0.6	30.4	19,757	
	貸家	21,769	△ 18.4	33.7	26,690	
	給与住宅	560	△ 42.7	0.9	978	
	分譲住宅	22,571	5.6	35.0	21,376	
資金別	民間資金	55,189	△ 6.8	85.5	59,243	
	公的資金	9,355	△ 2.1	14.5	9,558	
	公営住宅	308	△ 56	0.5	700	
	機構融資	3,481	△ 2.0	5.4	3,552	
	都市機構	353	292.2	0.5	90	
	その他の	5,213	△ 0.1	8.1	5,216	
建て方別	合計	39,663	△ 1.4	61.5	40,209	
	共同建	24,881	△ 13.0	38.5	28,592	
	貸家	一戸建・長屋建 6,341	△ 13.6	9.8	7,338	
	共同建	15,428	△ 20.3	23.9	19,352	
	分譲住宅	一戸建・長屋建 13,625	4.3	21.1	13,066	
	共同建	8,946	7.7	13.9	8,310	
構造別	木造	35,663	△ 8.1	55.3	38,803	
	非木造	28,881	△ 3.7	44.7	29,998	
	鉄骨・鉄筋コンクリート造	183	16.6	0.3	157	
	鉄筋コンクリート造	17,185	2.0	26.6	16,845	
	鉄骨造	11,488	△ 11.1	17.8	12,922	
	コンクリートブロック造	0	-	0	0	
	その他の	25	△ 66.2	0.0	74	
プレハブ住宅		10,635	△ 0.3	16.5	10,664	

2019年度 建築物着工統計

区分		2019年度			2018年度	
		床面積 千m ²	前年度比 %	構成比 %	床面積 千m ²	
建築物計		8,880.2	△ 6.7	-	9,522.6	
用途別	居住用	5,737.7	△ 4.0	64.6	5,979.3	
	居住専用	5,611.2	△ 2.5	63.2	5,753.5	
	居住産業併用	126.5	△ 44.0	1.4	225.9	
非居住用	非居住用	3,142.5	△ 11.3	35.4	3,543.3	
	商業・サービス業用	1,536.2	0.2	17.3	1,533.6	
	公益事業・公務文教用	517.8	△ 23.7	5.8	678.5	
	鉱工業用	1,006.0	△ 19.2	11.3	1,244.5	
	農林水産業・その他用	82.5	△ 4.8	0.9	86.7	

(注) 床面積については、100m²未満を四捨五入としている。

名古屋市浄化槽調書の用紙変更について

名古屋市浄化槽指導要綱の改正に伴いまして下記の通り、浄化槽調書の用紙および販売価格を変更いたしますのでよろしくお願ひいたします。

なお、現行の用紙は当分の間、使用することができます。

また、建築確認申請を伴わない場合は、設置届を環境薬務課のホームページよりダウンロードしていただき、担当保健センターへ提出してください。(浄化槽調書は不要となります。)

	種類		料金
旧	名古屋市浄化槽調書一式(調書4枚複写+設置通知書はがき)	会員	160円
		非会員	210円
新	名古屋市浄化槽調書一式(調書5枚複写)※設置通知書含む	会員	200円
		非会員	250円

- ・千種保健センター環境薬務室(千種区、昭和区、瑞穂区、名東区)
- ・中村保健センター " (西区、中村区、熱田区、中川区)
- ・中保健センター " (東区、北区、中区、守山区)
- ・南保健センター " (港区、南区、緑区、天白区)

■名古屋市浄化槽指導要綱の改正に伴う変更点(提出書類)

建築確認申請を伴う設置(建築基準法第6条第1項および第6条の2第1項に基づく確認)

	改正前	改正後
建築確認申請時、住宅都市局または指定確認検査機関への提出	①浄化槽調書一式(4枚複写) ②設置通知書はがき ③浄化槽法第7条検査依頼証明2部	①浄化槽調書一式(5枚複写) ※設置通知書含む ②浄化槽法第7条検査依頼証明2部
工事完了後	当協会へ工事報告書の提出必要	当協会へ工事報告書の提出必要

建築確認申請を伴わない設置(浄化槽法第5条第1項に基づく届出)

	改正前	改正後
設置前、保健センターへの提出	①浄化槽設置届出書2部 ②浄化槽調書一式(4枚複写) ③設置通知書はがき ④浄化槽法第7条検査依頼証明2部	①浄化槽設置届出書4部 ※名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課のホームページよりダウンロード ②浄化槽法第7条検査依頼証明2部
工事完了後	当協会へ工事報告書の提出必要	当協会へ工事報告書の提出不要

※改正後の名古屋市浄化槽指導要綱および設置手続きのフローを、次ページ以降掲載

< 名古屋市浄化槽指導要綱 >

名古屋市浄化槽指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年建設省・厚生省令第1号。以下「共同省令」という。）、名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年名古屋市条例第42号）及び名古屋市浄化槽法等施行細則（昭和60年名古屋市規則第115号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び名古屋市建築基準法施行細則（昭和31年名古屋市規則第58号）に定めるもののほか浄化槽の設置及び維持管理指導並びに浄化槽保守点検業者の指導等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の設置及び変更に関する手続)

第2条 法第5条第1項の規定により浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（共同省令で定める軽微な変更を除く。）しようとする者は、下記に掲げる書類等を、保健所長宛て提出する。

(1) 浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）又は浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号） 1組（保健所長宛て及び特定行政庁宛て各1部並びに保健所長宛ての写し2部の計4部で構成）

(2) 共同省令第3条第2項又は第4条第2項に規定する書類（構造図、仕様書、処理工程図） 2部

(3) 法第7条に規定する設置後等の水質検査（以下「7条検査」という。）を法第57条第1項に規定する指定検査機関（以下「指定検査機関」という。）に依頼したことを証する書面 2部

2 建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請において浄化槽を設置しようとする者は、当該建築確認申請書に下記に掲げる書類等を添付し、建築主事又は指定確認検査機関に提出する。

(1) 浄化槽調書1組（浄化槽調書（名古屋市建築基準法施行細則様式第5号）、浄化槽調書（第1号様式）、浄化槽工事報告書（第2号様式及び第3号様式）及び浄化槽設置通知書（第4号様式）の計5部で構成）

(2) 7条検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面 2部

3 建築基準法第18条第2項の規定による計画通知において浄化槽を設置しようとする者は、当該計画通知書に前項各号に掲げる書類等を添付し、建築主事に提出する。

(休止及び再開の届出)

第3条 浄化槽管理者は、法第11条の2第1項に規定する浄化槽使用休止届（環境省令第1号様式）に環境省令第3条の基準に従い清掃を行ったことがわかる書面を添付して保健所長宛て提出する。

2 淨化槽管理者は、法第11条の2第2項に規定する淨化槽使用再開届（環境省令第1号の2様式）に使用開始直前に行った保守点検の記録を添付して保健所長宛て提出する。

（工事報告）

第4条 建築基準法第6条第1項及び第18条第2項に基づき淨化槽の設置の届出をした者は、工事完了後速やかに淨化槽工事報告書を住宅都市局又は指定確認検査機関へ提出する。

（検査結果の報告等）

第5条 指定検査機関は、7条検査及び法第11条に定める水質検査（以下「11条検査」という。）の結果が「不適正」であり、早急に措置を講ずる必要があると認めるときは速やかにその旨を保健所長へ通報する。

2 指定検査機関は、毎月の検査結果について翌月5日までに保健所長へ報告する。

（清掃業の許可の申請手続）

第6条 淨化槽清掃業の許可を受けている者が、引き続き許可を受けようとするときは、許可の有効期間満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に許可申請手続を行う。

（保守点検受託報告書）

第7条 淨化槽保守点検業者は、前年度の保守点検受託状況をまとめ、毎年4月15日までに淨化槽保守点検受託報告書（第5号様式）により保健所長へ報告する。

（淨化槽管理士の専属専任）

第8条 淨化槽保守点検業者は、次の各号のいずれにも該当する条例第9条第1項の淨化槽管理士を置かなければならない。

- (1) 当該淨化槽保守点検業者の専属であること。
- (2) 当該営業所の専任であること。

（資格を証する書類の携帯）

第9条 淨化槽保守点検業者は当該淨化槽管理士に、淨化槽管理士免状若しくはその写し又は公益財団法人日本環境整備教育センターが発行する淨化槽管理士証を携帯させ、又はその資格を有する淨化槽保守点検業者は自らこれらを携帯しなければならない。

（淨化槽管理者等への連絡）

第10条 条例第10条第2項に規定する管理者に対して連絡する必要な事項は、次に掲げる事項とし、連絡は書面により行う。

- (1) 淨化槽の保守点検の結果
- (2) 淨化槽の清掃をすべき時期
- (3) 7条検査又は11条検査を受けるべき時期

- (4) その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項
2 条例第10条第2項に規定する浄化槽清掃業者に対して連絡する必要な事項は、前項第2号の事項とし、連絡は書面により行う。

(浄化槽保守点検業の再委託の禁止)

- 第11条 浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。ただし、浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を次に掲げる要件を満たして他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。
(1) 再委託をすることについて、当該浄化槽管理者が承諾していること。
(2) 再委託を受ける浄化槽保守点検業者に対し、当該委託をする浄化槽保守点検業者が過去3年間に行った当該浄化槽の保守点検の結果の写しを送付すること。

(報告徴収、立入検査等)

- 第12条 保健所長は、浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽管理者、保守点検業者及び清掃業者に対し、次に定めることについて、指導及び勧奨等を行う。なお、立入検査は、外観検査、書類検査又は水質検査を基本とする。
(1) すべての新設施設について、使用開始後3か月までの時期に、立入検査により、7条検査の受検を指導する。併せて、11条検査の受検を指導する。
(2) 11条検査未受検施設について、隨時立入検査を行い、11条検査の受検を指導する。また、指定検査機関からの報告に基づく指導は以下のように行う。
ア 指定検査機関から「不適正」と判定され、早急に措置を講ずる必要がある旨の通報があった浄化槽に対して、速やかに立入検査を実施する。立入検査に際しては、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和2年環循適発2003027号環境大臣決定。以下「指針」という。）別紙1及び別紙2を参考に、総合的に評価を行ったうえで、法附則第11条に規定する特定既存単独処理浄化槽であるか否かを判断する。特定既存単独処理浄化槽に該当すると判断した場合、浄化槽管理者に対し、指針別紙3を参考に当該特定既存単独処理浄化槽の状況に応じた措置をするよう指導する。
イ 指定検査機関から「不適正」と判定された浄化槽のうち、上記以外のものに対して、立入検査又は文書等による指導を実施する。
(3) 前2号に定めるほか、清掃報告がない浄化槽又は保守点検受託報告のない浄化槽について隨時立入検査を行う。
(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びこれに基づく命令等関係法令の定めるところにより、赤痢、コレラ等消化器感染症の患者が使用し、又は使用した疑いのある浄化槽の設置者、管理者及び浄化槽保守点検業者に対して、放流水の消毒を強化する等、汚染防止のための適正な措置を指導する。
(5) 保健所長は、公共下水道処理区域内に設置されている浄化槽の管理者に対して、浄化槽の廃止をするよう指導する。
(6) 保健所長は、保守点検業者に浄化槽保守点検受託報告書を提出させ、報告内容を確認し必要に応じ指導等を行う。

- 2 保健所長は、浄化槽管理者等に対し適正な維持管理の徹底を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、期間を定めて重点指導を展開する。
- 3 前項の重点運動の具体的な内容については、その都度別に定める。

(技術的な基準等)

第13条 浄化槽の清掃及び保守点検に関する技術的な基準等については、別に定める。

(事務処理)

第14条 この要綱に定めるほか、必要な事務処理は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年7月1日付、50衛環第88号による「名古屋市し尿浄化槽指導要綱」は、廃止する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

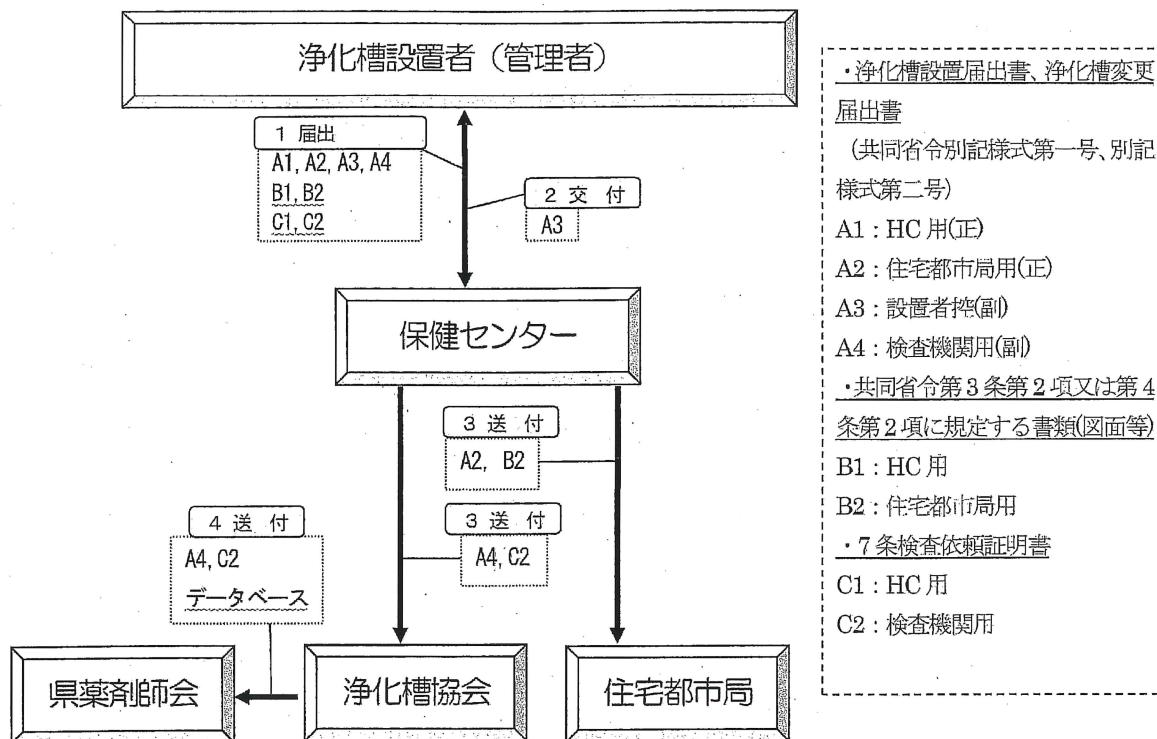
附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

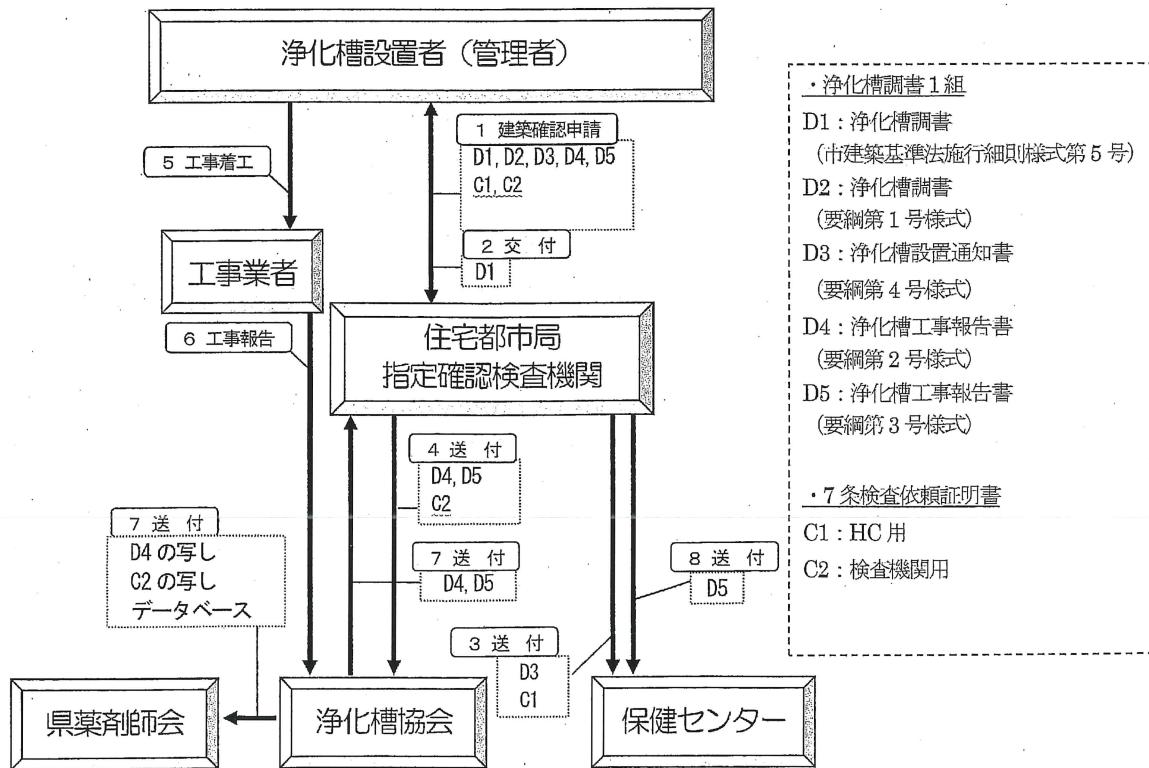
附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

●浄化槽設置手続きのフロー（浄化槽法第5条第1項に基づく届出）



●浄化槽設置手続きのフロー（建築基準法第6条第1項に基づく申請）



■浄化槽法第5条第1項に基づく届出書類 A1・A2・A3・A4同じ

別記様式第一号(第三条関係)

淨化槽設置届出書

年月日

都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長) 殿
特定行政庁

設置者の住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
6 処理能力	イ 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/1	
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他()		
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		登録番号
9 着工予定年月日	年月日	10 使用開始予定年月日	年月日
11 付近の見取図			
12 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

(注意)1 「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)
特別行政庁」

については、不要のものを消すこと。

2 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。

3 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。

4 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

■浄化槽法第6条第1項に基づく申請書類（5枚複写）

(要綱第3号様式)		浄化槽工事報告書		名古屋市（愛知県浄化槽協会送付用）	
D5		1 設置場所			* 確認済証番号
		2 建住所			
(要綱第2号様式)		浄化槽工事報告書		名古屋市（愛知県浄化槽協会送付用）	
D4		1 設置場所			* 確認済証番号
		2 建住所			(あて先)
(要綱第4号様式)		浄化槽設置通知書		名古屋市（保健センター送付用）	
D3		1 設置場所			* 確認済証番号
		2 建住所			名古屋市保健所長 殿
(要綱第1号様式)		浄化槽調書		名古屋市（住宅都市局または指定確認検査機関保管用）	
D2		1 設置場所			* 確認済証番号
		2 建住所			法第93条通知 年月日
(第5号様式)		浄化槽調書		名古屋市（建築主用）	
D1		1 設置場所			* 確認済証番号
		2 建住所			注 1. 3欄及び6欄は、未定の場合には未定と記入してください。
		3 様式 主	氏名 電話()		2. 8欄について私設の水路等へ放流する場合は、備考欄にその利用状況を記入してください。
		4 様式 主	所在地 電話() 愛知県知事(登・届)第 号		3. 9欄は、実際の使用人員が明らかである場合に記入してください。
		5 様式 主	営業所名 用途 延べ面積又は戸数 m ² 戸		4. この調書は、確認申請書に綴じ込みずに別に添えて提出してください。
		6 様式 主	処理能力 人 m ³ /日		5. ※印のある欄は、記入しないでください。
		7 様式 主	実使用人員 人		
		8 様式 主	付近見取図 N E S W		備考
		9 様式 主			
		10 様式 主			※ 必要能力
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A5とする。 (3枚目浄化槽設置通知書の工事完了予定期年月日も記入してください。)					

2019年度 月別法定検査実施結果

※ (一社) 愛知県浄化槽協会実施分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①検査実施数	6,380	6,036	6,467	6,574	6,012	6,210	6,632	6,576	6,203	5,988	5,914	6,518	75,510
②検査担当人数	32	33	33	33	33	33	33	33	33	32	31	36	395
③専任検査員数	32	33	33	33	33	33	33	33	33	32	31	36	395
④兼任検査員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤検査従事日数	23	23	23	26	21	22	24	23	23	23	24	25	280
⑥延検査日数	662	632	686	712	610	622	673	666	660	615	591	704	7,833

⑤は月間の実際に行った日数をいう。

⑥は検査担当班数(単位)毎の検査従事日数の合計をいう。

2019年度 淨化槽法定検査結果及び不適正の主な内容 <7条検査>

<7条検査>

		人 槽		5~10		11~20		21~50		51~200		201~500		501~		計							
検査依頼件数 (基)		4,796		4,796		134		234		63		8		3		3	5,238						
検査実施数 (基)		4,796		4,796		134		234		63		8		3		3	5,238						
検査結果 (基)		4,796		4,796		134		234		63		8		3		3	5,238						
比率(%) (g/e) おおむね	適正	3.027	不適正	994	775	85	17	32	152	34	48	46	7	10	6	0	3,319	1,052					
比率(%) (g/e) おおむね	適正	63.1%	不適正	20.7%	16.2%	63.4%	12.7%	23.9%	65.0%	14.5%	20.5%	73.0%	11.1%	15.9%	75.0%	0.0%	25.0%	100.0%	0%	0%	63.4%	20.1%	16.6%
事務所等への通报件数		775件		32件		48件		10件		2件		0件		0件		0件	867件						
(注) ()内は、合併処理浄化槽で、内数																							
不適正の内容と件数																							
1 保守点検の回数																							
2 74. 处理水と消毒剤の接触状況																							
3 73. 消毒剤の有無																							
4 07. 嵩上げの状況																							
5 26. 流入管渠及び放流水渠の設置状況																							
6 27. 送風機の設置状況																							
7 11. その他の特殊な排水の流入状況																							
8 44. 放流水渠(路)の水流の状況																							
9 43. 流入管渠(路)の水流の状況																							
10 32. ばつ氣装置の稼働状況																							

2019年度 清化槽法定検査結果及び不適正の主な内容 <11条検査>

<11条検査>

		5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計
検査依頼件数 (基)	(基)	57,167 (54,098)	3,254 (2,359)	5,844 (3,597)	2,729 (2,253)	903 (794)	375 (366)	70,272 (63,467)
検査実施数 (基)	(基)	57,167 (54,098)	3,254 (2,359)	5,844 (3,597)	2,729 (2,253)	903 (794)	375 (366)	70,272 (63,467)
検査結果(基) 適正 おむね 不適正	適正 おむね 不適正	39,609 15,357	2,201 883	360 1,439	3,767 638	1,901 694	134 591	278 34
比率(%) (g/e) 適正 おむね 不適正	適正 おむね 不適正	69.3% 3.9%	26.9% 61.8%	11.1% 27.1%	64.5% 24.6%	10.9% 25.4%	4.9% 65.4%	30.8% 75.5%
事務所等への通报件数		2,201件	360件	638件	134件	34件	5件	3,372件

(注) ()内は、合併処理清化槽で、内数

不適正の内容と件数

1. 送風機の稼働状況	1,363	20	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	8
2. 消毒剤の有無	1,113	21	34. 汚泥返送装置及び污泥移送装置の稼働状況	7
3. 清掃の回数	889	22	35. 循環装置の稼働状況	6
4. 保守点検の回数	802	23	39. 調整装置の稼働状況	6
5. 14. 接触剤、石材、担体等の固定及び保持状況	158	24	64. 放流ボンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	4
6. 74. 処理水と消毒剤の接触状況	96	25	67. 油脂類の流入状況	4
7. 29. ポンプの稼働状況	78	26	17. 汚泥返送装置及び污泥移送装置の固定状況	3
8. 21. 消毒設備の固定状況	58	27	26. 流入管渠及び放流水管渠の設置状況	3
9. 27. 送風機の設置状況	55	28	11. その他の特殊な排水の流入状況	2
10. 08. 清化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	51	29	13. ポンプ設備の固定状況	2
11. 04. 漏水の状況	47	30	16. 搅拌装置の固定状況	2
12. 23. 隔壁、仕切板及び移水管(口)の固定状況	45	31	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	2
13. 44. 放流水管渠(路)の水流の状況	33	32	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	2
14. 03. 破損又は変形の状況	28	33	66. 汚泥の流出状況	2
15. 15. ばつ氣装置の固定状況	27	34	18. 循環装置の固定状況	1
16. 32. ばつ氣装置の稼働状況	26	35	22. 越流せきの固定状況	1
17. 47. 原水ポンプ槽及び放流水ポンプ槽の水位の状況	15	36	43. 流入管渠(路)の水流の状況	1
18. 45. 各単位装置間の水流の状況	14	37	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	1
19. 52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	12			

令和2年度 済化槽試験・講習実施予定表(案)

《愛知会場》

	種 目	実施日	受付期間	受付機関	申請書配布
設備士	設備士試験	7月5日(日)	4月6日(月) ～ 5月22日(金)	(公財)日本環境整備教育センター 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL03-3635-4880	受付終了
				会場:名古屋市 (中産連ビル)	
管理士	設備士講習	実施予定なし			
管理士	管理士試験	10月25日(日)	7月1日(水) ～ 8月7日(金)	(公財)日本環境整備教育センター 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL03-3635-4880	教育センターで 頒布中
				会場:名古屋市 (中産連ビル)	
技術管理者	管理士講習	11月9日(月) ～ 11月21日(土)	9月28日(月) ～ 10月9日(金)	(一社)愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 TEL052-481-7200	協会で 頒布中
				会場:名古屋市 (名古屋企業福祉会館)	
技術管理者	技術管理者講習会	7月28日(火) ～ 7月30日(木)	6月15日(月) ～ 6月26日(金)	(一社)愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 TEL052-481-7200	受付終了
				会場:名古屋市 (中産連ビル)	

* 講習等の実施日及び受付期間については、会場の都合により変更することがあります。

* 他会場での実施も予定されていますので、(一社)愛知県浄化槽協会までお問い合わせください。

<会員情報>

入会

令和2年1月

(日付順)

■三協商事株式会社 (使用管理部会)

代表取締役 宇賀田 浩一

所在地 〒490-1144 海部郡大治町西條字笠見立 53-1

電話 052-442-3091 FAX 052-442-6226

令和2年4月

■有限会社エス・ティー・クリーン (使用管理部会)

代表取締役 辻 昌志

所在地 〒496-0904 愛西市柚木町山廻 69

電話 0567-26-1401 FAX 0567-26-4047

変更

令和元年12月

■株式会社トーブ (製造販売・施工・使用管理部会)

代表者変更 旧:新美 一正 新:本田 和博

令和2年1月

■積水ホームテクノ株式会社 (使用管理部会)

代表者肩書変更 旧:支店長代理 新:支店長

令和2年3月

■愛三ホームズ (施工部会)

代表者変更 旧:福本 俊一 新:福本 翔

■株式会社尾東 (使用管理部会)

代表者変更 旧:中島 敏仁 新:中島 賢一

令和2年4月

■株式会社千代田組 (製造販売部会)

代表者変更 旧:柴山 哲也 新:北里 昇

令和2年6月

■株式会社湯浅水道工業所 (施工部会)

代表者変更 旧:湯浅 弘一 新:湯浅 栄市

退会

令和2年2月

■株式会社アクアス (使用管理部会)

令和2年4月

■有限会社井出村管工 (施工部会)

■バイオシステム有限会社 (施工・使用管理部会)

■株式会社三河設備 (施工部会)

令和2年6月

■株式会社インテルグロー (製造販売・使用管理部会)

■東海設備工業株式会社 (施工部会)

資格喪失

令和2年6月

■株式会社丸福青山住設 (施工部会)



協会休日のお願い

日頃は、当協会の運営にあたり、ご理解とご協力を賜り

厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり休日とさせていただきますので

何かとご迷惑をおかけいたしますが、

ご理解ご協力のほどを、よろしくお願ひ申し上げます。

8月13日(木) ~ 8月15日(土)



●発 行 一般社団法人 愛知県浄化槽協会

- ・事 務 局 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31
TEL<052>481-7200 FAX<052>481-7207
- ・法 定 検 査 部 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31
TEL<052>481-7160 FAX<052>481-7163
- ・豊 田 業 務 所 〒471-0064 豊 田 市 梅 坪 町 9 - 5 - 10
TEL<0565>37-3360 FAX<0565>37-3361
- ・春 日 井 業 務 所 〒487-0024 春 日 井 市 大 留 町 2 - 2 - 18
TEL<0568>53-3721 FAX<0568>53-3722
- ・名 古 屋 西 業 務 所 〒452-0911 清 須 市 西 須 ケ 口 32 - 1
TEL<052>618-6351 FAX<052>618-6352